

東浦町耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東浦町が交付する耐震等関連事業に係る補助金において、申請者の一時的な負担を軽減するため、工事及び委託に係る契約を締結した事業者が、申請者の委任を受け当該補助金の受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「耐震等関連事業」とは、次の各号に掲げる補助金交付要綱に規定する補助事業をいう。

- (1) 東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱
- (2) 東浦町民間非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱
- (3) 東浦町アスベスト分析調査費補助金交付要綱
- (4) 東浦町木造住宅等解体工事費補助金交付要綱
- (5) 東浦町耐震シェルター整備費補助金交付要綱
- (6) 東浦町空家解体工事費補助金交付要綱
- (7) 東浦町ブロック塀等撤去補助金交付要綱

2 この要綱において「事業者」とは、申請者と耐震関連事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した請負者をいう。

(対象補助金)

第3条 代理受領の対象は、耐震等関連事業における補助金とする。

(補助金の代理受領)

第4条 申請者は、代理受領に係る委任状（別記様式）を提出することにより、補助金の受領を事業者に委任することができる。

2 町長は、前項の代理受領に係る委任状が提出された場合は、代理受領の方法で補助金を交付するものとする。

3 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、耐震等関連事業の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

(利用の取り消し)

第5条 町長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

- (1) 耐震等関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合
- (2) 法令又はこの要綱に違反した場合
- (3) その他町長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

東浦町長

委任者（申請者） 住所
氏名
電話

代理受領に係る委任状

私は、下記の補助金の受領について、東浦町耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要綱の規定により、委任します。

記

- 1 耐震等関連事業 東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金
東浦町民間非木造住宅耐震診断費補助金
東浦町アスベスト分析調査費補助金
東浦町木造住宅等解体工事費補助金
東浦町耐震シェルター整備費補助金
東浦町空家解体工事費補助金
東浦町ブロック塀等撤去補助金
- 2 建物の所在地 東浦町大字 字
- 3 交付決定番号 通知番号 東浦町指令 第 号
- 3 代理受領額 金 円

上記耐震等関連事業において、補助金の受領の委任を受けることを承諾します。

【受任者（事業者）】住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

電話番号 _____